報告第７号

専決処分の報告について（丸亀市立学校における共同学校事務室の室長及び副室長の任命）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第２条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第３条第２号の規定により、これを報告する。

令和８年４月17日提出

丸亀市教育委員会

教育長　末　澤　康　彦

専　決　処　分　書

丸亀市立学校における共同学校事務室の室長及び副室長の任命について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第２条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年４月１日

丸亀市教育委員会
教育長　末　澤　康　彦

１　被任命者

共同学校事務室名	室長	ｸﾞﾙｰﾌﾟ名	副室長
第１共同学校事務室	東中学校事務主任深藪　照代	東	城東小学校主任島根安伊子
		西	城西小学校主任松永　浩実
第２共同学校事務室	飯山南小学校事務主任川崎由加理（総括室長）	南	郡家小学校事務主任雨嶋　順子
		飯綾	飯山北小学校事務主任藤田　栄子

２　任命期間

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

３　任命理由

令和６年度より丸亀市立学校における共同学校事務室が設置され、丸亀市立学校における共同学校事務室の設置等に関する規則が施行第４条により、室長及び副室長を置く必要があるため。